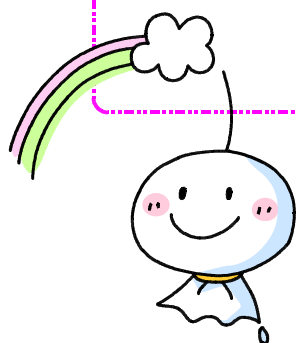




消費者の部屋通信

(令和2年6月号)

目次	☆ 展示の御紹介	1
	☆ 5月号月の消費者相談状況（速報）	2
	☆ 相談事例（5月分）	3
	☆ 地方農政局等の「消費者の部屋」だより（東海）	4



農林水産省「消費者の部屋」
は、**6月22日**から**展示再開**
を予定しております。
ご不便をおかけしますが、
いましばらくお待ちください。



◆ 「消費者の部屋」では、消費者の皆さまとのコミュニケーションを深めるため、農林水産行政や食生活などの情報を提供しています。

また、農林水産省の北別館 1 階で行われる展示では、皆様のお役に立ちますような食品表示などの農林水産業に関する情報を、年間を通じて発信しております。

お近くにお寄りの際は、是非、お越し下さい！

☆ 展示の御紹介

●令和 2 年 5 月の開催状況

緊急事態宣言の期限が延長されたことから、4 月に引き続き 5 月の展示についても、中止としました。

●令和 2 年 6 月の展示予定

現在、緊急事態宣言が解除されましたが、6 月 18 日までの 3 週間程度は、最後まで宣言が継続された東京など首都圏の 1 都 3 県や北海道との間の移動は慎重に対応することとされたため、6 月 19 日までの展示も引き続き中止としました。

その後の展示再開予定は以下のとおりです。

期 間	展 示 名
6 月 22 日～6 月 26 日	【特別】食育の週～国産食材を知ろう、学ぼう～
6 月 29 日～7 月 3 日	【常設】すべては食品の「安全・信頼確保」のために！

※展示予定は予告なく変更されることがありますので、御了承願います。

☆ 学校訪問のお申し込みについて

現在、学校訪問の申し込みの受付を当分の間行わないことといたしました。学校訪問を御検討されている方々には大変申し訳ありませんが、どうぞ御了承ください。

申し込みの受付を再開する際には、「消費者の部屋」ホームページでお知らせいたします。

☆ 令和2年5月の消費者相談状況（速報） ～電話やメールで御相談を受け付けています～



令和2年5月の相談件数は、79件（前年同期177件）でした。このうち、問合せは68件、要望・意見は5件、情報提供等は6件でした。

図1 月別の全相談件数の推移

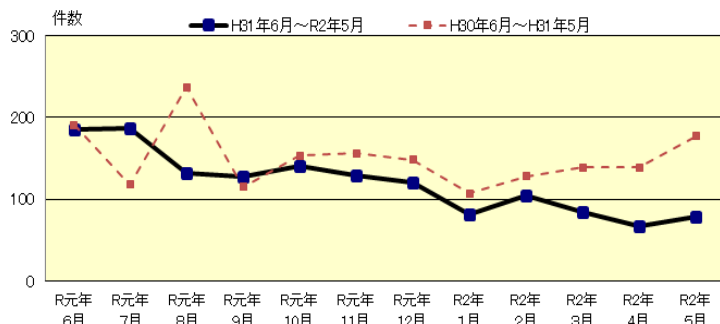
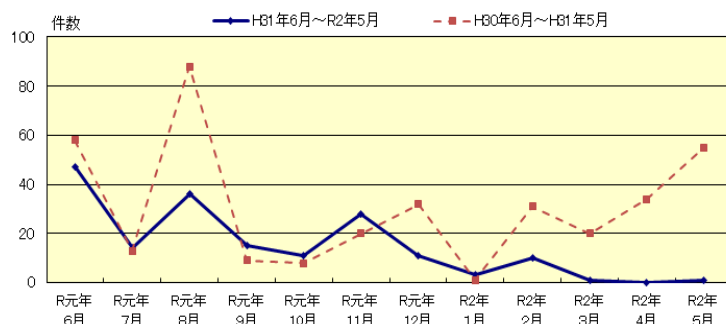


図2 子ども相談件数の推移



〔子ども相談〕

子ども相談専用電話を設け、農林水産業や食品に関する子どもからの相談や質問にお答えしています。

表1 相談内容別内訳

項目	件数	比率
食品の安全	21	27%
生産・流通等	12	15%
品質・規格等	10	13%
食品表示	8	10%
法令・制度	7	9%
統計	2	3%
栽培・養殖等	2	3%
食品偽装	1	1%
その他	16	20%
計	79	100%

図3 相談内容別比率

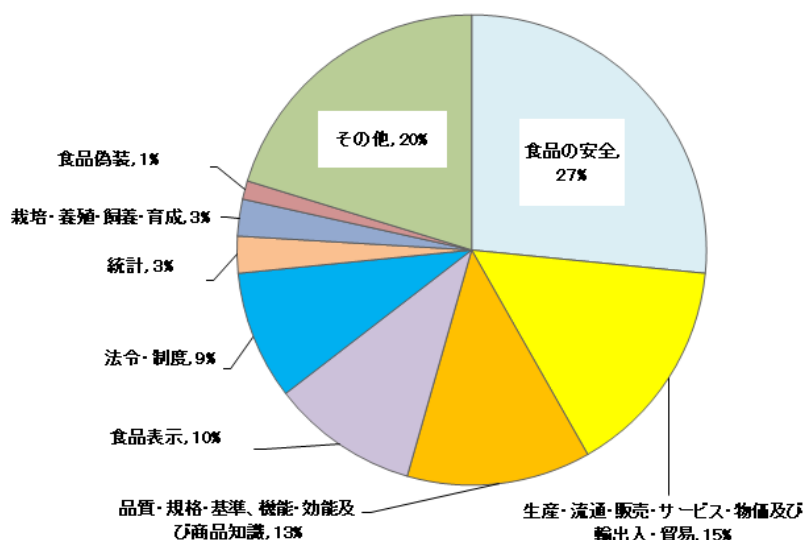
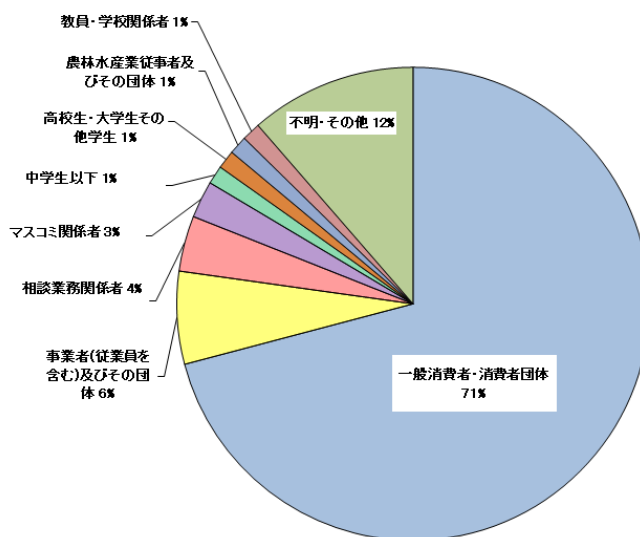


表2 相談者別内訳

項目	件数	比率
一般消費者・消費者団体	56	71%
事業者(従業員を含む)及びその団体	5	6%
相談業務関係者	3	4%
マスコミ関係者	2	3%
中学生以下	1	1%
高校生・大学生その他学生	1	1%
農林水産業従事者及びその団体	1	1%
教員・学校関係者	1	1%
不明・その他	9	11%
計	79	100%

図4 相談者比率



注) 四捨五入の関係で割合(%)の合計は100%とならない場合があります。

☆相談事例（5月分）

Q：賞味期限が2020年8月の犬用のペットフード（4キロ入り）を購入した。

飼っているペットに、毎日欠かさずに与えても、内容量が多いため賞味期限内に使い切ることができない可能性があると感じている。

製品の内容量が多いものは賞味期限も少し長めに設定しなければならない法律の規定はないのか。

A：ペットフードに関する法律としては、農林水産省と環境省が共管する「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」（ペットフード安全法）があります。

ペットフード安全法では、ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名及びその所在地の5項目について、表示を義務付けています。

賞味期限とは、製品ごとに定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限のことです。

今回お問い合わせされた、ペットフードを製造する事業者には内容量と賞味期限設定について関連性を持たせるようにする法律の規定はありません。

ペットフードを利用する消費者が、ペットに給餌する量と期間を考えて商品選択してください。

環境省が作成した「飼い主のためのペットフード・ガイドライン」では、ドライフードの場合、使用期限の目安は開封後約1箇月とされています。開封後は、なるべく早く使い切れるように犬や猫の大きさに合ったサイズの製品を選びましょう。

なお、ペットフード安全法のお問い合わせは、事業者には農林水産省が、消費者の相談には環境省（最寄りの各地方環境事務所）がそれぞれ対応しております。

（参考）

ペットフードの安全関係

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/>

飼い主のためのペットフード・ガイドライン（環境省）

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/petfood_guide_1808.html



☆地方の「消費者の部屋」だより

東海農政局 消費者の部屋

東海農政局は、名古屋市営地下鉄名城線「市役所」7番出口から徒歩約10分の場所（名古屋城正門のすぐ近く）にあり、庁舎1階入館ゲート右側に「消費者の部屋」を常設しています。

【特別展示】

今般の新型コロナウイルス感染の影響により、需要の減少と販売不振により価格が下がっている農畜産物について、消費拡大とそれらの生産者を応援することを目的に、以下の特別展示を行いました。

(1) 3月10日～3月16日まで「花を贈ろう」

(2) 3月17日～4月10日まで「花を贈ろう×牛乳でカンパイ！」

また今月は、「6月は食育月間」とともに、国産牛肉の消費拡大を目的にした「国産牛肉を食べよう」をテーマに特別展示を実施します。

<https://www.maff.go.jp/tokai/shohi/seikatsu/heya/tokubetsu/index.html>



「花を贈ろう」の展示



「花を贈ろう×牛乳でカンパイ！」の展示

【展示資材等の貸し出し】

消費者の部屋が所有する展示資材（食品サンプル、ポスター、冊子等）を無料で貸し出し、または配布いたします。地域のイベント等において情報発信に取り組む皆さまの御活用をお待ちしています
<https://www.maff.go.jp/tokai/shohi/seikatsu/heya/rental/index.html>



貸し出し物品の活用例



配布冊子例

【消費者の部屋をご利用される方へのお願い】

現在、新型コロナウイルス感染症対策を実施しています。

入室時には、マスク着用、手のアルコール消毒、3密回避に御協力をお願いします

東海農政局 消費・安全部 消費生活課

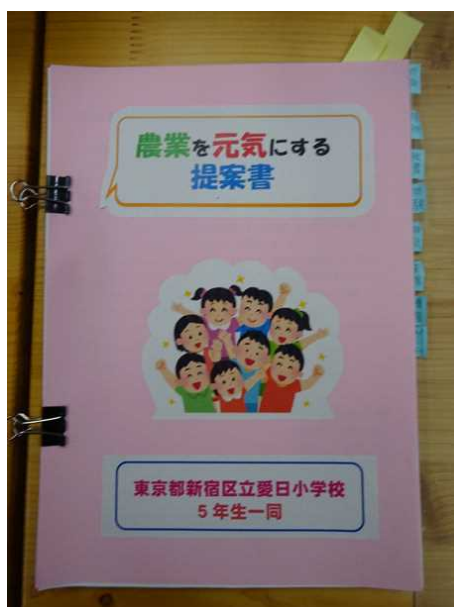
〒460-8516 名古屋市中区三の丸1-2-2

Tel : 052-223-4651 Fax : 052-220-1362

☆「消費者の部屋」一口メモ

農業を元気にする提案書いただきました！

東京都の新宿区立愛日小学校の5年生から、提案書をいただきました。
分類してみると「行政」「技術」「就農」「体験」「販売促進」「支援」「増産」「ゲーム」の項目に分けられました。職員で回覧し、戻ってきたときには付箋が貼られたりして、熱心に見た証になっています。
今後、いただいた提案が政策として取り入れられるかも！



たくさんの農業を元気にするアイデアが詰まっています！

消費者の部屋（閲覧室）に展示しておりますので、是非手にとって1つ1つのアイデアをご確認ください！

農林水産省「消費者の部屋」へお越しの際は、北別館入口から入館していただくと便利です。



東京メトロ「霞ヶ関」駅下車。A5、B3a出口すぐ。

令和2年6月発行

編集・発行 農林水産省 消費・安全局
消費者行政・食育課「消費者の部屋」
担 当 中川、中西、山口、加藤、小林、栗原
消費者相談電話 03-3591-6529
ファックス 03-5512-7651
こどもそうだん電話 03-5512-1115
相談受付時間：10時～17時 土日祝日、年末年始を除く
インターネット相談窓口：
<http://www.maff.go.jp/j/heyasodan/index.html>